

基本計画編

第4章 海岸保全計画

目 次

第1節	総説	1
第2節	海岸防護に関する基本的な事項	1
2. 1	総説	1
2. 2	防護すべき地域	1
2. 3	防護水準等の海岸防護の目標	1
2. 3. 1	総説	1
2. 3. 2	計画海浜形状	2
2. 3. 3	計画潮位	2
2. 3. 4	計画波浪	2
2. 3. 5	計画津波	2
2. 4	防護目標を達成するための対策	3
2. 4. 1	総説	3
2. 4. 2	海岸侵食対策	3
2. 4. 3	高潮対策	3
2. 4. 4	津波対策	3
第3節	海岸環境の整備と保全に関する基本的な事項	4
3. 1	総説	4
3. 2	生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・復元	4
3. 3	海岸景観等の保全と復元	4
第4節	海岸利用に関する基本的な事項	4
4. 1	総説	4
4. 2	安全性	4
4. 3	快適性・利便性	4

第4章 海岸保全計画

第1節 総説

<標準>

海岸保全計画は、海岸の有する機能を保全・復元・増進することにより、海岸防護、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和した海岸空間を創出することを目的に策定することを基本とする。

本章は、海岸防護に関する基本的な事項、海岸環境の整備と保全に関する基本的な事項及び海岸利用に関する基本的な事項から構成されており、海岸保全計画の策定に当たって、それぞれの観点から検討すべき基本的な事項を示したものである。

海岸保全計画においては、これらを総合的に取り扱うことを基本とする。

第2節 海岸防護に関する基本的な事項

2. 1 総説

<標準>

海岸防護は、海岸環境・海岸利用との調和を図りつつ、計画で想定される高潮、津波、波浪及び土砂動態に対して人命、資産に対する被害や諸活動への影響を軽減することを目的とするものである。

海岸保全計画においては、防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定め、さらに、これらを検討する際には、将来にわたる気候変動の影響も考慮することを基本とする。

本節は、防護すべき地域、防護目標及び海岸侵食・高潮・津波のそれぞれについての防護目標を達成するための対策で構成されている。海岸防護は、海岸侵食・高潮・津波の3つの側面から総合的に取り組むことを基本とする。特に、高潮対策、津波対策において前提となっている海浜形状の諸元の妥当性を確認するため、海岸侵食の有無について検討することを基本とする。

2. 2 防護すべき地域

<標準>

高潮、波浪、津波等により、越波・浸水及び侵食等による被害が生じる危険性のある海岸を防護すべき地域とすることを基本とする。

2. 3 防護水準等の海岸防護の目標

2. 3. 1 総説

<標準>

各々の海岸において、気象、海象、地形等の自然条件及び過去の災害発生状況を分析するとともに、気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、計画海浜形状の諸元を定め、所要の安全を適切に確保する防護水準を定めることを基本とする。

高潮からの防護を対象とする海岸にあっては、過去の台風等により発生した高潮の記録に基づく既往の最高潮位又は記録や将来予測に基づき適切に推算した潮位に、記録や将来予測に基づき適切に推算した波浪の影響を加え、これらに対して防護することを目標とすることを基本とする。

津波からの防護を対象とする海岸にあっては、過去に発生した浸水の記録等に基づいて、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波に対して防護することを目標とすることを基本とする。

なお、気候変動の影響による平均海面水位や潮位偏差の将来予測は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による報告書で用いられた 2℃上昇相当のシナリオにおける将来予測の平均的な値を前提とする海上風や気圧の予測結果に基づき行うことを基本とする。

2. 3. 2 計画海浜形状

<標準>

計画海浜形状の諸元は、気象、海象、地形等の自然条件、過去の災害発生状況を分析し、背後地の人口、資産集積状況、利用状況、経済性等を勘案して、海岸の防護・環境・利用上必要とされる海浜形状の諸元として定めることを基本とする。

2. 3. 3 計画潮位

<標準>

計画潮位は、潮汐、高潮、セイシュ、副振動などを考慮して決定することを基本とする。この際には、頻度、周期、継続時間などを合わせて考慮することを基本とする。

計画潮位は、

1. 既往の最高潮位
2. 朔望平均満潮位＋既往の最大潮位偏差
3. 朔望平均満潮位＋推算された最大潮位偏差

に気象の状況及び将来の見通しを勘案して必要と認められる値を加えたもののうちから、当該海岸保全施設の背後地の状況等を考慮して海岸管理者が総合的に判断して定めることを基本とする。

ただし、2.、3. の場合においては、当該満潮位の時に当該潮位偏差及び計画波浪が発生する可能性を考慮して、当該潮位偏差の最大値の範囲内において下方補正や、平均海水面変動を考慮して上方補正できるものとする。

最大潮位偏差は、できるだけ長期間にわたる実測値若しくは浸水記録をもとに定めるか、または実測値若しくは浸水記録を十分に再現した数値計算若しくは適切な算定式により算定した値に基づき定めることを基本とする。

2. 3. 4 計画波浪

<標準>

計画波浪は沖波とする。

計画波浪の波高、周期、波向は、長期間の観測データに基づいた統計解析に、気象の状況及び将来の見通しを勘案して設定することを基本とする。ただし、観測データが十分でない場合は、波浪推算の結果を準用できることとする。

計画波浪の波向は、うちあげ高や越波量、及び構造物等の規模や安定性に大きな影響を与えると考えられる方向を考慮することを基本とする。

波浪推算は、スペクトル法または有義波法によることを基本とする。

2. 3. 5 計画津波

<標準>

計画津波は、過去の浸水の記録等に基づく最大の津波又は数値計算等により算定した最大の津波を考慮して、原則として、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波を定めることを基本とする。

計画津波は、地域海岸（同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸）ごとに、過

去に発生した津波の津波高さ及びシミュレーションにより求めた津波高さから一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波の集合から定めることを基本とする。

なお、計画津波においても平均海面水位の上昇を考慮することを基本とする。

2. 4 防護目標を達成するための対策

2. 4. 1 総説

<標準>

海岸防護は、海岸侵食・高潮・津波について総合的に検討することを基本とする。海岸防護は、海岸環境・海岸利用と調和していなければならない。特に、海岸侵食については、高潮・津波や海岸環境・海岸利用の前提となる計画海浜形状の諸元を定めるため、高潮・津波の検討に先立って検討することを基本とする。

また、津波・高潮対策については、ハード面の対策とソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を行うよう検討することを基本とする。

2. 4. 2 海岸侵食対策

<標準>

海岸侵食に対しては、将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮し、継続的なモニタリングにより流砂系全体や地先の砂浜の変動傾向を把握し、侵食機構を設定した上で将来変化の予測に基づき対策を実施することを基本とする。さらに、その効果をモニタリングで確認し、「予測を重視した順応的砂浜管理」を念頭に対策を計画することを基本とする。また、海岸侵食に対しては、必要に応じて養浜により計画海浜形状の諸元を確保するとともに、河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理等により土砂動態の改善を図った上で、漂砂制御施設や継続的な養浜により沿岸漂砂の均衡を図り、計画海浜形状の諸元を維持することを目的として、多様な関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進することを基本とする。

海岸侵食対策計画の計画区域は、1つの漂砂系を基本とする。

2. 4. 3 高潮対策

<標準>

高潮に対しては、計画潮位、計画波浪及び計画海浜形状の諸元に対して堤防と消波施設により越波や越流を防止し、人命、資産、諸活動を防護することを目的とすることを基本とする。

また、計画規模を超過する外力に対する減災についても考慮することを基本とする。

2. 4. 4 津波対策

<標準>

津波対策は、計画津波に対して堤防等による人命・資産の防護、諸活動への影響の軽減を目的とすることを基本とする。

また、計画規模を超過する外力に対する減災についても考慮することを基本とする。

第3節 海岸環境の整備と保全に関する基本的な事項

3. 1 総説

<標準>

海岸環境の整備と保全は、海岸防護・海岸利用との調和を図りつつ、海岸の生態系や景観の保全・復元を図ることを目的とすることを基本とする。

海岸保全計画においては、現状や過去の状況、近隣の海岸の状況等を踏まえ、海浜・磯など多様な海岸環境の保全・復元が図られるように、関係者の合意形成を図りつつ、海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定めることを基本とする。

3. 2 生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・復元

<標準>

生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・復元については、計画策定時点あるいは過去の生物の生息の状況等を踏まえ、多様な生物が生息でき、安定性の高い生息・生育・繁殖環境の保全に努め、必要に応じ復元にも努めることを基本とする。

3. 3 海岸景観等の保全と復元

<標準>

海岸景観の保全と復元は、背後地の保安林や街並みの景観などと一体的にとらえ、自然海岸の景観を特徴付けている海面、水平線、汀線及び、それに接する陸域が織りなす景観の保全に努め、必要に応じて復元に努めることを基本とする。

海岸の景観への配慮を検討するに当たっては、汀線・海浜・海岸林・岬・背後の丘陵や山等の自然的要素、海岸堤防・護岸・離岸堤・人工リーフ・突堤・ヘッドランド等の人工的要素などの海岸景観を構成する主要素を認識するとともに、音や潮の香りをはじめとする海岸の雰囲気醸し出す重要な要素についても留意することを基本とする。

第4節 海岸利用に関する基本的な事項

4. 1 総説

<標準>

公衆の海岸の適正な利用の確保は、海岸防護・海岸環境との調和を図りつつ、海岸の特性、利用形態に応じ安全性、快適性、利便性を確保し、海岸の有する利用機能の保全・増進を図ることを目的とすることを基本とする。

海岸保全計画においては、海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定めることを基本とする。

4. 2 安全性

<標準>

海岸の特性や利用形態等を踏まえ、一般の利用に供することを前提とした施設等については、利用者の安全に留意することを基本とする。

4. 3 快適性・利便性

<標準>

海岸の快適性・利便性の検討に当たっては、各海岸での利用形態や、公衆の適正な利用のため規制・誘導等についても考慮することを基本とする。